

平成 17 年度廃棄物処理等科学研究費公募要領

「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」

平成 17 年 3 月 14 日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成 17 年度の廃棄物処理等科学研究費による補助対象事業のうち、「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」を再公募します。

なお、「廃棄物処理対策研究事業」及び「廃棄物対策推進事業」については、既に募集を締め切っており、再公募する予定はありません。

平成 17 年度の廃棄物処理等科学研究費による補助対象事業の募集については、平成 17 年 1 月 20 日に既に締め切ったところですが、「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」について、再度公募するものです。

募集内容は...

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ経済性及び効率性に優れた技術の開発を対象

本事業の募集期間は...

平成 17 年 3 月 14 日午後 1 時から平成 17 年 4 月 1 日午後 5 時まで

本事業に関するお問い合わせ、応募書類の提出先は...

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話番号 03 - 3581 - 3351 (内線 6857)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 2 号 (中央合同庁舎 5 号館 26 階)

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

1 目的

本事業は、循環型社会の形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募対象

公募の対象とする技術分野は次表に掲げるものとします。

1 廃棄物適正処理技術 イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。） ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生、修復技術を含む。） ハ 廃棄物不適正処理監視、修復技術等
2 廃棄物リサイクル技術 生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）
3 循環型社会構築技術 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に係る循環利用設計、建設、生産技術

3 対象とする技術開発

循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発とします。また、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

なお、本事業は、対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた廃棄物処理施設の整備を対象としたものではありません。

廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものは、本制度の対象ではありません。

4 応募について

(1) 応募に際しての要件

下記の ~ の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

技術開発期間が1年以内であること。

既に他府省の技術開発、研究費助成制度による助成（平成１６年度末をもって終了するものを除く。）を受けている研究等と内容が同様と認められる課題であって、当該研究等を実施している者（共同で実施する者を含む。）が重複している課題でないこと。

応募者（以下、「技術開発者」という。）は、次に掲げる者で技術開発を実施する者であること。

イ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）

ロ 地方公共団体

ハ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（附属研究機関を含む。）
高等専門学校

ニ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

ホ 民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の規定により設立された法人

ヘ 法律により直接設立された法人

ト その他の団体（日本の法人格を有しているもの）

技術開発は、共同で行うことも可能であり、共同技術開発者は個人でも差し支えない。なお、技術開発者は、あらかじめ共同技術開発者の承諾を得ること。

法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。

既に開発された技術ではないこと。（事前に十分に調査しておくこと。）

基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。

廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。

技術開発のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね１／１０程度の最小限の規模であること。

本事業により設置した施設、整備した機器等は、本技術開発に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。

(2) 応募の手続き

申請者について

応募にあたっては、必ず技術開発者である法人（共同で技術開発を行う場合にあっては、代表技術開発者）の代表者が申請してください。

提出書類

イ 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業実施計画書 １部

ロ 各種添付書類（該当しない場合は除く。）

(イ) 共同技術開発の場合、共同技術開発者一覧表及び体制表

住所、氏名、職業を記入のこと（個人以外の場合は、技術開発担当者、経理事務担当者の所属住所、職名、氏名を併せて記入のこと。）

(ロ) 事業実施組織票（各法人等毎）

(ハ) 実証施設概略図

(ニ) 事業実施工程表（記入例参照）

(ホ) 廃棄物処理等のフローチャート

取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。

(ハ) 事業資金調達総括表（自己資金、借入金等記入）（記入例参照）

(ト) 事業が2年以上に及ぶ場合、実施計画（年度ごとの事業内容、必要経費等記入）

(チ) 法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本であって、応募の日より過去3か月以内に発行されたもの。

(リ) 直近の過去3年分の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(ヌ) 技術開発に係る基礎研究、応用研究が終了していることを示す書類
学術論文の概要書又は学術図書の抜すい等基礎研究、応用研究の成果の概要を示す書類

研究者の所属、氏名を明らかにした数ページ程度の要約書

上記のうち、(ト)、(リ)については、共同技術開発の場合、共同技術開発者分も含む。

実施計画書について

- ・ 様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/recycle/kenkyu/>

- ・ 郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

提出時必要な書類と提出期限

必要書類

- 研究計画書 1部

実施計画書の用紙サイズは、日本工業規格A4版とし、両面印刷、ホッチキス止めなし、中央下にページ番号付きとしてください。

- 各種添付書類 1部

(2) (イ)から(リ)に示す書類

- 実施計画書のデータを納めた、FD又はCD-ROM等 1枚
(データ形式は後述する形式のいずれかとします。)

提出方法及び期限

提出方法	郵送、宅配便、持参又は電子メール
提出期限	平成17年4月1日 17時必着

書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

(中央合同庁舎5号館26階)

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電 話 03-3581-3351(内線6857) F A X 03-3593-8263

メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

郵送、宅配便の場合は、封筒に「次世代廃棄物事業 計画書」と朱書きしてください。

書類の提出に当たっての諸注意

用紙サイズは、原則としてA4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。

応募書類は返還致しません。

郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

メールにより提出する際の留意事項

全ての応募書類を電子ファイルとして作成し、電子メールに添付して送付が可能な方のみ対象とします。

実施計画書については、1つの実施計画書が1つのファイルになるように作成してください。

応募するメールのサイズは1つのメールで最大2MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。

メール件名は、「17次世代応募」(17は半角)としてください。

メールの本文の最後に、法人名、担当部課名、担当者名及び担当者の連絡先を記入してください。

応募書類は添付ファイルとしてください。

添付ファイル名は、法人名を使用し、[j17kasumiga01.doc](株式会社霞ヶ関の場合)いずれも半角小文字で、[.doc]等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。

また、会社名の前に「j17」を、後に2桁の通し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。

応募書類は、1つの電子ファイルとして送信してください。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、WORD形式・EXCEL形式・一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの(特に外字)は使用しないでください。

実施計画書以外に必要な添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。

添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。

当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。

応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

5 審査及び採択について

(1) 採択の概要

新規応募の技術開発課題については実施計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に実施します。

応募された技術開発課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業審査委員会」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。

(2) 評価項目

独創性、社会的必要性、実現可能性などの項目について評価します。詳細は、「評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された技術課題については環境省ホームページに技術開発者（共同技術開発者を含む。）及び技術開発の概要等を掲載します。

採択後の交付申請、補助金受領、資金管理、実績報告等の事務については、技術開発者である法人が行ってください。

4 助成の内容

(1) 補助対象経費

技術開発に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、留意してください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

（表 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業に関する費目）

設計費	実証施設等の設計を自ら行う場合に要する経費です。（設計を外注する場合は、外注費に計上）
建設費	実証施設等の建設に直接要する経費です。 リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
機械装置購入費	実証施設等の構成設備等の購入・据付に直接要する経費です。 リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
材料費	技術開発に直接必要な材料の購入に直接要する経費です。
物品費	技術開発に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。 また、リース可能なものはリースにより対応してください。

外注費	技術開発者、共同技術開発者以外の者に業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。
旅費	技術開発者、共同技術開発者及び技術開発指導者に支払う旅費です。国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
印刷製本費	本事業の成果報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、 報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
文献購入費	本事業に直接必要となる文献の購入に要する経費です。なお、技術開発者の営業目的等を勘案し、通常備えるべき文献を購入するための経費は除きます。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、 本事業に使用した料金であることが証明できる経費 です。
光熱水料	技術開発に直接必要な電気料、水道料、ガス料であって、 本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費 です。
コンピュータ使用量	コンピュータによるデータ解析等を外注する場合の経費です。
試料分析鑑定料	外部分析機関等へ委託料です。
備上費	データ整理作業員等の日々（臨時）雇用する 単純労務に服する者（アルバイト）に対する賃金 です。
技術指導の受入に必要な経費	技術開発指導者等に支払う謝金です。共同技術開発者などの関係者は対象にはなりません。

< 補助対象とならない経費 >

技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
 技術開発に必要な用地の確保に要する経費
 建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器、**汎用性の高い備品等**（パソコン、机、いす事務機器等）の**購入**
 技術開発に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
 技術開発中に発生した事故・災害の処理に要する経費
 技術開発により排出された廃棄物の処理に要する経費
 技術開発に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
 その他、技術開発の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。また、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。

予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の1/2以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が500万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は1億円以下となります。

補助金の管理は申請者が行ってください。

5 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業に得られた成果は、環境省が公表します。

(3) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。

また、事業終了後5年間、毎年度環境省に事業化状況について報告してください。

(4) 不正な行為があった場合

環境省の競争的研究資金の研究に参加する研究者又は事業者が、不適正な経理処理を行った場合には、行為の内容に応じ、交付停止措置を行った年度と翌年度以降2～5年間は、当該研究者又は事業者の研究費を交付しないとともに、環境省のすべての競争的研究資金への申請資格を喪失します。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択事業については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している事業がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択事業を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、「4(2)応募の手続き」に記載した連絡先にご連絡ください。

本補助金は、『中小企業技術革新制度（SBI R）』において平成17年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、別紙「中小企業技術革新制度（SBI R）による事業化支援について」に記載する支援措置の特例等を受けることができます。

SBI R制度の詳細は（中小企業庁ホームページ SBI Rのご案内）...

<http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/index.html>

評価制度について（抄）

廃棄物処理等科学研究は、環境省に設置する外部有識者等からなる審査委員会における専門的・学術的観点及び行政的観点からの**評価結果を踏まえ、採択を決定します**。評価の概要、項目は次のとおりです。審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

3 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

事前評価

- 一次審査：実施計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

技術開発の独創性：技術開発の内容が、既存技術と比較して独創性、革新性及び先進性に優れ、当該技術分野の発展に十分な貢献が期待できるか。

社会的必要性：技術開発の目的・目標が社会的要請に合ったもので、開発された技術が市場に受け入れられる見込みがあるか。

経済性：技術開発の内容が経済性に優れ、普及が見込まれるか。

計画の妥当性・実現可能性

：実施計画について技術開発の目的・目標を的確かつ効率的に遂行することができ、資金調達に関し十分な経理的基礎を有し、技術開発を完了する見込みがあり、技術開発の内容が実用性及び汎用性を有しており、実現可能なものであるか。

審査の最終結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

- 技術開発報告書により評価

【評価の項目】

目標の達成度：当初の目標を達成し、十分な成果を得たか。

成果の技術的貢献度：得られた成果が当該技術の発展に十分貢献したか。

成果の社会的貢献度：得られた成果が社会的要請の強い諸問題の解決に資することができたか。

評価結果については、技術開発の概要とともに環境省ホームページにて公表します。

ヒアリングにより評価する際のプレゼンテーションは、技術開発担当者に行ってください。代理は原則として認めません。

評価方法（書面により評価、ヒアリングにより評価）は、応募件数、課題の内容などの状況に応じ変更することがありますので、留意してください。